

次期相互運用標準モデルに向けた 運用指針の改訂について

令和8年2月27日
教育DX推進室

今年度の運用指針の改訂の考慮要素



「学習eポータルを選定（更改）
及び学習リソースを選定並びに
民間学習eポータル提供事業者と学習リ
ソース提供事業者との取引に関する
現時点における独占禁止法・競
争政策上の考え方」
令和7年12月 公正取引委員会



取引慣行の実態調査
の取りまとめの結果
(文部科学省)



初等中等教育における教育データ
の利活用を支えるシステム間連携
の在り方に関する専門家会議
第1回・第2回の委員の意見

構成の変更について

Ver5.00版

Ⅲ.運用に関する指針
1.運用に関する指針
前文
有識者会議における令和6年度議論のまとめ（抜粋）
有識者会議の議論の具体化をする旨
1.1接続に関する基本的な考え方
（説明文）
（求める対応）
1.2学習eポータルを変更する場合の考え方
（説明文）
（求める対応）
1.3費用に関する考え方
（説明文）
（求める対応）
相互運用標準モデル以外の標準に従う旨
2.将来像と課題
2.1全体について
2.1.1運用指針の実効性と適合性評価
2.2学習eポータルを変更する場合の考え方関係
2.2.1データの特定および標準化
2.2.2LRSに記録されるデータ
2.3費用に関する考え方関係
2.3.1「適正な取引」の判定

改訂版

※オレンジ色の字は内容面の更新がある項目

Ⅲ.運用に関する指針
1.運用に関する指針
前文 （基本的な考え方、運用指針の対象を記載）
1.1学習eポータルと学習ツール等の接続
（接続におけるルールを記載）
1.2 データの取扱い （学習eポータルの変更におけるデータの取扱いを含む）
（教育データ利活用における個人情報の取扱いルール等を追記）
1.3 取引 （学習eポータルのオープンなアクセス環境の確保）
（公正取引委員会からの考え方の提示を受け、運用指針に反映）
2.運用指針に関連して引き続き検討が必要な事項
2.1運用指針の実効性について
2.1.1運用指針の実効性と適合性評価
（令和7年度の検討状況を反映）
2.2関連して検討すべき事項
2.2.1学習eポータルの変更の際のデータの特定及び標準化
2.2.2LRSに記録されるデータ
2.3費用に関する考え方関係
2.3.1「適正な取引」の判定

改訂内容の概要

- 運用指針の関係者として、**学習eポータル事業者、学習ツール事業者、校務支援システム事業者及びLRS事業者**を想定しつつ、自治体の調達時におけるルールを定めているため、**自治体等もその関係者として本指針を把握した上で契約等を行うことが適切であると整理。**
- 上記に伴い、ルールを参照すべき主体を【学習eポータル事業者】等と明記。
- 「**学習eポータルの選定（更改）及び学習リソースの選定並びに間学習eポータル提供事業者と学習リソース提供事業者との取引に関する現時点における独占禁止法・競争政策上の考え方**」（令和7年12月 公正取引委員会）を基に、**本会議での議論を踏まえて反映**
 - ・ 学習eポータルとツール等の接続・連携の際に、民間学習eポータル事業者に対して学習ツール事業者等間の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのある行為を行わないことを求める記載
 - ・ 学習ツール事業者間の公正かつ自由な競争を確保する観点から、自治体等が学習ツール事業者等に対して学習eポータルとの連携・接続を求める場合の留意事項について記載
 - ・ 自治体等が学習eポータルと学習ツール等の接続・連携を希望する場合には、接続・連携に要する費用を事業者のみが負担することがないように、自治体等が当該費用について考慮すべき旨を記載
- **個人情報保護法等に基づく教育データ利活用における個人情報等の扱いの留意点**について、「教育データの利活用に係る留意事項について 第3版」（2025年3月）から主なポイントを新たに記載
- その他、事業者・教育委員会職員が読みやすいよう、修辞上の修正